

職業性疾患・疫学リサーチセンター

関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔
 東大阪市高井田元町1-3-1
 みずしま内科クリニック内
 TEL06(6781)3330
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

関西支部第7回定期総会を開催

アスベスト運動の広がりを実感



8月6日、メルパルク大阪で、第7回関西支部定期総会を開催し、18団体より56人が参加しました。

第一部は、愛知学泉大学教授久永直見医師による「最近の研究成果(石綿小体他)」の記念講演をおこないました。はじめに、石綿ばく露指標としては含鉄小体と裸の光顕繊維の両方を使った方が良い点をスライドを使って説明がありました。続いて短い石綿繊維の発がん性、胸部X線で胸膜プラークの疑いがある人のCT所見、学校の石綿などの研究結果を発表していただきました。石綿の健康への影響は、まだ十分に明らかにされていない点が多いと話されました。

第二部「総会」は、議長に兵庫県建設労連の石上さんを選出。最初に水嶋支部長が開会あいさつを兼ね、再読影事業状況、ANCA関連疾患、胸膜エコーの研究について報告。この10月に学会発表する「超音波検査による胸膜プラークの診断について」説明がありました。

続いて酒井事務局長が、この一年の活動報告と新年度の事業計画について議案提案。

その後の討論では、加入団体が活動を報告。議案は全会一致で採択。新年度役員も承認されました。



久永直見 医師

続いて第三部は、懇親会。足立副支部長の進行で、参加団体より自己紹介がおこなわれ、交流を深めました。

選出された役員のみなさん (敬称略)

◎常任委員 (三役)

- ・支部長：水嶋潔 (みずしま内科クリニック院長)
- ・副支部長：足立司 (阪神土建労組委員長)
- ・副支部長：伊藤明子 (大阪アスベスト弁護団)
- ・事務局長：酒井仁巳 (京建労書記長)

◎運営委員：各加入団体より代表1人

◎監事：戸崎 (ひょうご労働安全衛生センター) 、仲 (建交労)

◎事務局：篠木 (阪神土建) 、石上 (兵庫県連) 、野路 (クリニック)

※ 事務局は引き続き補充していきます。

2016年8月6日 第7回定期総会参加状況 (18団体より56人参加。順不同)

全建総連関係28 (滋賀建築3、神戸土木2、徳島建労4、京建労6、阪神土建4、兵庫県連5、大建労3、中建国保1)、建交労3 (関西1、近畿労災1、徳島1)、大阪アスベスト弁護団4、ひょうご労働安全衛生センター5、関西労働者安全センター1、みずしま内科クリニック3、患者と家族の会4、泉南アスベストの会3、石綿全国連1、個人3、講師1

関西支部第7回定期総会・・・各団体の活動報告

○大阪アスベスト弁護団（鎌田 幸夫 弁護士）

2016年1月22日、
関西建設アスベスト訴訟・
大阪地裁判決が三度国の責
任を認め、同年同月29日、
同訴訟・京都地裁判決が四
度国の責任を認めると共に、
初めて建材企業の責任を認
める画期的な判断を示しま
した。



もはや国の責任を認める司法判断は確定的となり、建材企業も全面解決を現実的課題として認識せざるを得なくなりました。この連続判決は、マスコミも大きく取り上げ、「（建材メーカーは）原因商品を作った立場として、少なくとも国とともに救済策を考えるべきではないか」（朝日新聞）、「（新たな補償基金の創設を求める）要望に、政府、国会、関係企業は真摯に向き合う必要がある。」（京都新聞）と指摘するなど、全国紙のみならず、地方紙もこぞって、国と企業に対して救済制度の創設を求める社説を公表しています。

企業と国の責任を明らかにし、一人親方を含めた全ての被害者の救済制度創設が実現するまで、引き続き全国の高裁・地裁での裁判闘争を深化させつつ、並行して、早期の政治解決を追求していきます。

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟は、2014年10月9日の最高裁判決から早や2年近くが経過しました。判決で認められた石綿工場の元労働者やその遺族と同様の状況にあった被害者には、国が訴訟上の和解手続で賠償金が支払うこととされ、この間、泉南3陣を中心に、大阪市内や埼玉、鹿児島などでも新たな被害者が救済されました。

しかし、1000人以上に上ると推計される賠償対象者のうち、2016年5月末までの提訴者はわずかに57人です。弁護団では、原告団と泉南地域の石綿被害と市民の会が合同して結成した「泉南アスベストの会」や、全国の関係団体と協力して、更なる被害の掘り起こしに努めると共に、行政に周知徹底を要請しています。

○ひょうご労働安全衛生センター

（西山 和宏さん、丸本 津枝美さん）



石綿肺がん労災訴訟、大阪高裁で逆転認定。川崎重工神戸工場において24年間に渡り造船作業に従事してきた丸本佐開さん（66歳）は、2003年3月に肺がんで亡くなられました。ご遺族は、生前に本人さんから聞いた作業状況から、死亡の原因は石綿ではないかと考え、2005年11月に神戸東労働基準監督署に遺族補償年金の支給を請求しました。しかし神戸東署は、石綿肺がんの医学的認定要件とされる胸膜プラークが画像上で認められないため、労災ではないと判断したのでした。

そのため2008年10月、ご遺族は神戸東署の不支給処分を取り消しを求め神戸地裁へ提訴しました。そして5年の審理を経て、2013年11月に原告敗訴の判断が言い渡されたのでした。判決では、胸膜プラークが存在する高度の蓋然性が認められないとの判断が示されました。

そこで、丸本さんの同僚に石綿被害が多数発生していることを証明するため、国が保有する川崎重工神戸工場における全ての石綿労災認定事例の復命書と、石綿健康管理手帳交付者の就労期間や場所・業務内容について開示を求めました。

丸本さんと同じ作業を行い労災認定された事例や、胸膜プラークがある者が沢山居ることを主張し、さらに、元同僚の陳述書を提出し、丸本さんが肺がんを引き起こす程の石綿ばく露を受けたことを立証してきました。

大阪高裁は、被災者と同種の作業員20名以上にプラークが有り、直接石綿を取り扱っていない周辺業務の作業員13名にもプラークが有り、

被災者と同じ船殻課に在籍し労災認定を受けた者が4名有り、しかも工場内で看護師として勤務し悪性胸膜中皮腫を発症した事例が有ることに触れながら、「(被災者)がうけた石綿ばく露は、(被災者)の肺内に胸膜プラークを形成するに十分な程度に至っていたものと認めるのが相当である。」と判断しました。

○兵庫県建設労連 (井上 鉄也さん)

5月27日、兵庫労働局に対して、アスベスト疾患患者の補償救済・石綿健康管理手帳の交付促進等の要望をおこなった。



《主な要望と回答》

・じん肺管理区分決定には、主治医の意見を重視してください。

⇒(健康課) じん肺管理区分の決定については、じん肺法13条2項で「提出されたX線 フィルムや健康診断の結果を証明する書面を基礎とし、地方じん肺審査医の診断または審査により決定すること」と定められている。法に定められた仕組みとして、証明書に記載された検診医等の意見は地方じん肺審査医が診断・審査する基礎と位置付けられていることから、これを基に診断・審査するようお願いしている。

・石綿健康管理手帳の交付では手帳交付の趣旨を徹底し、身近に受診できるよう委託医療 機関を増やしてください。

⇒(健康課) 昨年5月に加古川で新たに1件の委託医療機関を指定することができた。加古川・高砂・加古郡にお住いの健康管理手帳所持者に対しては、新たに医療機関を指定したことをお知らせし、希望される方については新たな医療機関で検診が受診できるよう対応している。

—おもな質疑応答—

(兵庫県連) じん肺の管理区分申請で、主治医の先生が「管理区分2が相当だろう」という意見に対して管理区分1で返ってくる事例が多くある。主治医に聞くと兵庫、京都、大阪など近隣の労働局に同じような症例で提出した場合、兵庫だけが管理区分1で返ってくる割合が高いと言われた。兵庫労働局は把握しているのか。

⇒申請と回答の食い違いについては、調査をすれば数字は出てくると思う。ただ、兵庫ばかりが管理1が多いということについては兵庫労働

局としては理解しがたい。管理1ではおかしいということであれば、審査請求で厚生労働省の審査医の先生に再度見ていただくしかない。

(兵庫県連) 兵庫労働局に提出した書類を他府県の審査医に見てもらい比較するといったことはできないのか。審査医の名前の公表は出来ないのか。

⇒(健康課) 出来ない。

(兵庫県連) 健康管理手帳の委託健康診断機関公表についてだが、神奈川労働局ではインターネット上で健診機関の一覧が出ている。なぜ兵庫労働局は公表できないのか。

⇒(健康課) 兵庫労働局では、相談に来られた方に対しては一覧表のような名簿を示して対応していこうとなっているが、名簿の公表については結論が出ていないので、今後検討していきたい。

・次年度も、兵庫労働局交渉を予定しているので、ねばり強く要望していきたい。

○毎日新聞大阪本社 (大久保 昂さん)

高松市にはかつて、大きな石綿管製造工場がありました。ある日、工場の元従業員らの集会があり、その取材を先輩から押しつけられたのでした。



渋々会場に向かったのですが、そこでボンベを押しながらよろよろと歩く一人の男性と出会いました。ひときわ目立つので、思わず声をかけました。工場で働いていたころの暴露状況を一生懸命に説明されたのですが、のどをヒューヒューと鳴らしながら、必死で答える姿が何よりも雄弁に被害を物語っていました。これがぐっときました。気恥ずかしい言い方ですが、「ちゃんと報道しないとイケないのではないかと」思ってしまったわけです。

翌日からアスベスト問題について必死で調べました。すると、不思議なことに、高松市には大規模な石綿工場があったにもかかわらず、周辺住民の環境暴露が表面化していませんでした。

「住民被害がゼロというのはいり得ないだろう」と考え、医療機関や労働組合に問い合わせ、自分で住宅地の聞き込みをした結果、石綿管の加工工場の周辺で中皮腫を発症した1人の女性を探し当てました。この時に初めて、「書きたい」

という意志が乗った原稿を書くことができました。主体的に事実を掘り起こすという経験は、その後の記者生活の一つの軸にもなりました。

いま、取材をされていて気がかりな点が二つあります。一つはアスベスト問題の被害救済がまだら模様だということです。何度も指摘されている国の制度上の格差はもちろんですが、地方における運動の再構築も課題だと思っています。これまで地方で職業病の掘り起こしに取り組んできた方々の中には、加害企業や労基署、病院などに幅広い人脈を持っている方が少なからずいました。しかし、高齢化してきており、近年は訃報に触れることが増えました。彼らが築いた財産が引き継がれずに消えていくことを懸念しています。住んでいる地域によって、被害に

気づかずに救済されないというのは、理不尽な話です。運動の空白地域を作らないよう努力をしていく必要があります。

もう一つは、高度成長期の再来を目指すような風潮が国内で強く感じられるようになってきた点です。アスベストに限らず、公害や職業がんの問題というのは、産業優先を続けてきた戦後日本の負の遺産です。

この国に求められているのは、戦後の経済成長が置き去りにしてきた人々を癒し、その過程でうち捨てた価値観を取り戻すことです。過去のアスベスト被害と向き合い、新たな被害を生み出さないように務めることは、その一助となるはずですが、私も微力ながら、取材を続けていきたいと思っています。

総会で 確認された 関西支部 2017年度活動計画

《職業性呼吸器疾患に係る疫学・治療に関する調査研究事業》

- ・全建総連傘下の各組合と共同し、「レントゲン再読影事業」を引き続き拡大して、建設労働者における健康被害の掘り起こしと被害の実態解明を進めます。読影費用は昨年と同様とし、統一の「再読影シート」を活用するものとします。一方、再読影枚数が拡大する一方、読影医師が水嶋支部長一人という状況であり、この事業に参加する専門医の確保が急がれます。
- ・再読影結果に基づく二次受診を勧めるため、初診に限り本人自己負担なしで受診できる「二次受診補助事業」実施について検討をすすめます。労災申請や管理区分申請等の各組合のフォローを呼び掛けます。二次受診者の「受診結果報告書」の活用も引き続き勧めます。
- ・将来の労災認定の前進につなげるため、協力していただける患者を対象に、「胸膜エコー」によるプラーク検出の研究を行います
- ・ANCA陽性の塵肺患者における労災認定について、引き続き研究を進めます。

《労災事例検討会等の情報収集・提供事業》

- ・定例会議での「事例検討会」を引き続き

充実させます。

- ・「胸膜プラーク」「間質性肺炎とじん肺」など、テーマごとの研究会・シンポジウムなどの開催も検討します
 - ・事例を集約し、各府県の労働局・労基署への申し入れも検討します。
- 《職業性呼吸器疾患の予防ならびに救済活動に関する保健相談事業》
- ・各地域での講演会や保健相談事業などの開催を検討します。
- 《教育事業》
- ・医師に対する読影能力の向上、医療従事者の塵肺など職業性疾患に対する理解と対応能力の改善へ、取り組みの具体化を進めます。
 - ・各地での「シャウカステンセミナー」開催を具体化します。
- 《支部広報ならびにホームページ等による啓蒙事業》
- ・広報誌「関西支部ニュース」年3回以上の発行をめざします。投稿などのご協力をお願いします。
 - ・引き続き、ホームページの充実を図ります。
 - ・社会労働衛生誌や関連出版物の普及を図ります。